

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

平成25年6月28日

京都府知事 山田 啓二

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
高頻度磁気刺激装置及び光トポグラフィ装置 一式
- (2) 購入物品の特質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成25年9月30日（月）
- (4) 納入場所
京都府立洛南病院
宇治市五ヶ庄広岡谷2

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府健康福祉部医療課
電話番号（075）414-4751
- (2) 入札説明書等の交付期間
平成25年6月28日（金）から平成25年7月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される平成25年度における物品の製造の請負及び物品の買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（平成25年京都府告示第38号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「医療用機械器具」に登録され、役員等調書を提出しているものであること。
- (2) 5の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を得ている者であること。
- (4) 納期限までに、確実に納入することができるかと認められる者で、当該購入物品の納入後6年間以上部品供給することができ、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制が整備されているものであること。

5 入札参加資格及び入札機種についての仕様書との適合の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料並びに入札機種についての仕様書との適合の確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格及び入札機種についての仕様書との適合の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

平成25年7月1日（月）から平成25年7月22日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 提出場所
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5429
- (3) 確認通知
入札参加資格の確認については、別に通知する。
- (4) その他
 - ア 確認資料の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
 - イ 4の(1)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。
 - (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
(2)に同じ。
 - (イ) 提出期限
平成25年7月12日(金)午後5時15分
なお、期限後も随時受け付けるものとするが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時
平成25年8月9日(金)午前10時
 - イ 場所
京都府総務部入札課入札室
 - ウ 郵送又は持参による場合の入札書の受領期限、提出先等
 - (ア) 受領期限
平成25年8月8日(木)午後5時
 - (イ) 提出先
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課長
 - (ウ) その他
郵送又は持参による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。
- (2) 入札の方法
本案件は、原則として京都府物品電子調達システム(以下「物品電子調達システム」という。)によって入札を行う案件であるが、持参又は郵便での入札によることができる。
- (3) 入札書に記載する金額
入札書に記載する金額は、入札説明書において指定する。
- (4) 入札の無効
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 3に掲げる者の入札
 - イ 4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
 - ウ 5に掲げる入札参加資格の確認を受けていない者の入札
 - エ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札
 - オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札
 - カ 物品電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の入札
 - キ その他物品電子調達システムの使用に当たり、不正の目的を持ってID又はパスワードを使用した者の入札
 - ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の入札
 - ケ 5に掲げる確認の後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の入札
 - コ 5に掲げる確認がされた入札機種と異なる機種により入札をした者の入札
 - サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者の入札
 - シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者の入札

- (5) 落札者の決定方法
京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否
要する。

7 入札保証金 免除する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product
High frequency transcranial magnetic stimulation system and Optical topography system, 1 set
- (2) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 a.m. on Monday, July 1 to 17:15 p.m. on Monday, July 22, 2013
- (3) The time, date and place for tender
10:00 a.m. Friday, August 9, 2013
Tender Room, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (4) The deadline for tender by mail
5:00 p.m. Thursday, August 8, 2013
- (5) The time, date and place for the opening of tender
10:00 a.m. Friday, August 9, 2013
Tender Room, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (6) Contact point for the notice
Medical Care Division, Department of Health and Welfare, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL: (075) 414-4751